「第48回東京都新型コロナウイルス感染症本部会議」

令和 3 年 2 月 2 日(火) 19 時 30 分都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。本日は東京iCDCの方から、東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター西田先生にご出席をいただいております。後ほど西田先生からは、人流等の状況につきましてご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず現在の状況からご報告をいたします。まず世界各地の感染状況です。世界では 10,296 万人の方が感染をし、約 223 万人の方が亡くなられているという状況にあります。 次、国内の発生状況です。1月31日24時の時点で、国内では38万人の方が感染をし、5,720名の方が亡くなられています。

次、都の発生状況になります。これまで都では 10万人を超える方が感染をされています。 うち 8万7,621名の方が回復をされているという状況です。亡くなられた方は 894人になっております。

次、直近の国の動きです。本日、国では第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定をされています。 直近の都の動きになりますが、前回第47回の対策本部会議は1月7日に開催をいたしま した。

直近の都の対応になります。東京都緊急事態措置の実施ですが、それぞれ、1月8日及び 1月12日から実施をしているところです。

次、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。政策企画局ですが、1 都 3 県知事によります国への共同要請、総理大臣との面会、共同メッセージの発出、共同取組の実施等、1 月 10 日から 15 日の間に実施をいたしました。

総務局は、1月8日以降、繁華街等における呼びかけ活動の実施や、営業時間短縮要請への協力状況の確認の実施をしております。

主税局になります。感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減 措置につきまして、ディスプレイバナー広告や新聞広告等を活用しまして周知をしており ます。

戦略政策情報推進本部です。民間事業者と連携したスーパー等の混雑情報の配信サービス提供を1月8日より開始しています。

生活文化局です。緊急事態宣言を踏まえた対応といたしまして、都立文化施設での文化事業の一部休止や、都民情報ルームへの来室を伴う、都民向け業務を休止しているところです。

また、その下になりますが新聞主要 6 紙に、それぞれ不要不急の外出自粛やテレワークの強化、あるいは営業時間短縮への協力を呼びかける広告を掲載しております。また、都内の外国人向けに都の緊急事態措置をやさしい日本語を含む 16 言語で発信、知事のメッセージ動画など SNSで毎日発信をしています。また、広報東京都を使用しました情報発信をしているところです。

オリンピックパラリンピック準備局です。都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間 延長を実施いたしました。

都市整備局におきましては、鉄道の終電時刻の繰り上げ等につきまして、1 都 3 県で国及 び鉄道事業者に対し共同要請をしています。

環境局では環境局所管施設の臨時休館等の継続をしているところです。

産業労働局です。1月18日以降、TOKYOテレワークアワードの募集を開始し、またサテライトオフィスの提供について、あるいは、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の対象拡大と、テレワーク導入率の調査結果を公表してきているところです。1月26日には、協力金の申請受付を開始しております。

その下、中央卸売市場ですが、一般見学の中止期間を延長しております。

建設局・港湾局につきましては、それぞれ所管施設の臨時休園、臨時休館等の継続、施設の使用中止をしているところです。

交通局では、都電おもいで広場の臨時休業の延長、また、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げ等を公表しているところです。また、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げを公表しております。

水道局・下水道局では、それぞれ所管施設の臨時休館等の措置を実施しております。

それでは、ここで総務局長から、緊急事態措置等の延長について、ご説明をお願いいたします。

【総務局長】

私からは東京都における緊急事態措置等案についてご説明をいたします。

本日、政府対策本部が開催されまして、1 都 3 県を含む 10 都府県を対象に、特措法に基づく緊急事態宣言を、3 月 7 日まで延長することが決定されました。

これを受けて、引き続き 1 都 3 県で連携し、これまでの緊急事態措置等を延長すること といたしました。

緊急事態措置等の対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域。期間は、2月8日0時から、3月7日24時までといたします。

実施内容でございますが、人流の抑制を最優先に、概ねこれまでと同様の内容で、都民向け、事業者向けに要請をいたします。

都民向けには、特措法第45条第1項に基づき、生活や健康の維持のために必要な場合を 除き、日中も含め、原則として外出しないこと等を要請いたします。 引き続き、都では、区市町村等と連携し、繁華街、商店街などで見回り、呼びかけに取り 組んで参ります。

また、事業者向けには、特措法第24条第9項に基づき、飲食店等の施設管理者に対して、 営業時間短縮とともに、国の基本的対処方針の変更に伴い、新たに業種別ガイドラインの遵 守を要請いたします。

イベント主催者等に対しては、規模要件等に沿ったイベントの開催等を要請いたします。 施設の使用制限、イベントの開催制限の具体的内容につきましては、スライドでご覧いた だいてる表に記載のとおり、これまでとほぼ同様でございますが、業種別ガイドラインの遵 守を新たに追記いたしました。

なお、本日書面開催いたしました、感染症対策審議会において、緊急事態措置等案について、妥当とのご意見を頂戴しております。

私からの説明は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、テレワークの推進につきまして、産業労働局からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局からテレワークの推進強化について報告をさせていただきます。

1都3県共同で、2月8日から3月7日までの期間を新たに、テレワーク集中実施期間と設定いたしまして、各都県において、経営者団体への要請や、施策のPRなどの取組を強化していくことといたしました。

都におきましては、半日・時間単位のテレワークとローテーション勤務等を組み合わせた テレハーフを事業者に新たに推奨するとともに、その後押しのため、多摩地域のホテルをサ テライトオフィスとして 500 円で提供する事業を実施しております。

あわせて、企業が社員用のテレワークの場としてホテルを借り上げる際の支援を行って いるところでございます。

出勤者数の7割削減に向けまして、テレワークの推進に取り組んで参ります。 以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして一時宿泊場所の提供などの、各種の対策につきまして、福祉保健局からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。福祉保健局から3点ご報告申し上げます。

まず、緊急的な一時宿泊場所の提供についてでございます。

新型コロナウイルス感染症影響による失業等により、住まいを失った方に対しては、年末から緊急事態宣言の期間中、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供しているところでございます。この受付期間を緊急事態宣言の期間延長に合わせて、3月7日までさらに延長することといたしました。

次に医療提供体制についてでございますが、東京都では新型コロナウイルス患者の病床を、先週まで 4,700 床を確保しているところでございました。今週、都立公社病院の病床を1,500 床から 1,700 床に拡充し、合計 4,900 床といたしました。内訳を申し上げますと、重症病床が 315 床、中等症等が 4,585 床となってございます。

また、宿泊療養につきましても、明日から新たに「アパホテル品川泉岳寺駅前」の運用を 開始する予定でございまして、合計 13 施設、約 5,500 室となります。

次に高齢者施設等の感染拡大防止対策についてでございますが、医療施設や高齢者施設 等における感染拡大を防止するため、現在、施設の陰圧化や、換気設備等の整備に対する補助を行っているところでございます。

また、職員向けに感染防止対策に関する研修動画を作成し配信するほか、施設の要請に応じ、保健所と連携して東京 i CD C感染対策支援チームを派遣しております。

また、特別養護老人ホームなどの高齢者施設に対し、職員や利用者のPCR検査に要する 経費を補助しております。

今般これらの施設の検査を集中的に行うため、東京都として新たに実施計画を策定し、施設における検査実施を徹底して参ります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。このほか、この場にご出席の皆様でご発言のある方いらっしゃいますか。Web で参加の皆様でご発言のある方いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

よろしければここで本日ご出席いただいてます西田先生から、滞留人口のモニタリング につきまして、ご説明をお願いいたします。

【東京 iCDC(西田先生)】

よろしくお願いいたします。東京都医学総合研究所の西田でございます。

本日私の方からは、都内の主要繁華街における夜間と昼間の人流の状況について、特にこのたびの緊急事態宣言発令前後の人流の推移につきまして報告申し上げます。

次のスライドお願いいたします。私ども東京都医学総合研究所では、この間、東京大学の 空間情報科学研究センターと連携をいたしまして、主要繁華街におけるレジャー目的の滞 留人口を、GPSデータから正確に把握する仕組みを構築して参りました。

飲酒や飲食を伴うレストランの感染リスクが極めて高いことを踏まえまして、一般に使われているような、単純な人手のデータではなく、都内の繁華街にレジャー目的で移動した人々のデータを洗い出して、滞留時間等も勘案した上で感染リスクの高い人流を浮き彫りにする。そうしたシステムを構築し、継続的な人流モニタリングを行っております。

次のスライドお願いいたします。私どもは都内中心部の繁華街、具体的には池袋、歌舞伎町、新宿2丁目、渋谷、六本木、銀座、上野の七つの繁華街をモニタリングの対象といたしまして、夜間及び日中の滞留人口の推移を検証しております。

次のスライドお願いいたします。この図は先ほど七つの主要繁華街の夜間滞留人口、その合計値を推計したグラフでございますが、昨年 3 月の第1波前後から、先週末までの推移を示しております。

このグラフを見ますと、第1波、第2波、そして今回の第3波のいずれにおきましても、 まず繁華街の夜間滞留人口が減少に転じていく。それを追いかけるように、都内の感染者数 が、数週間後に減少に転じていくという様子がわかるかと思います。

次のスライドお願いします。さてこうした夜間滞留人口が統計学的に減少または増加に 転じた時点、すなわち変曲点の分析を行ってみますと、昨年3月以降、七つの変曲点が見い 出されております。

最新の七つ目の変曲点は、12 月 20 日の週に見い出されておりまして、そこを起点として、夜間滞留人口は、これまでのところ、緊急事態宣言の発令を経て、減少に転じているということが示唆されております。

次のスライドお願いいたします。さて、この図は変曲点の分析に基づきまして、夜間滞留人口の減少に転じている期間を緑色、増加に転じている期間を赤色で示しております。ここでご覧いただきたいのは、第2波の感染者数のピークが8月8日の週にございますが、感染者数の減少が始まると、すぐに夜間滞留人口が増加に転じてしまっております。

一方、今回の第3波に関しましては、感染者数のピークアウト後、約3週間が経過しておりますが、都民の皆さんのご協力によって、これまでのところ、夜間滞留人口は増加に転じることなく、抑えられているという状況でございます。

次のスライドお願いいたします。さてここでは前年同時期の人流と比較するために、もう 少し長くスパンをとったグラフをお示ししております。

紫色の線が夜 8 時から 10 時の推移、青色の線が夜の 10 時から 12 時の推移をあらわしております。

まず直近の推移を見ますと、夜8時から10時、夜10時から12時の時間帯ともに、前週からわずかではありますが、減少しております。

左の茶色の点線が前年同時期に当たりますが、そこと直近の状況を比較いたしますと、夜 10 時から 12 時の滞留人口は 72%減少、夜 8 時から 10 時につきましては、73%減少しております。

ただ一方で、一度目の緊急事態宣言の発令時の最低値に比べますと、夜 10 時から 12 時の滞留人口は 1.8 倍、夜 8 時から 10 時につきましては、2.2 倍の水準となっております。

第3波では、第1波・第2波と比較いたしまして、市中感染の広がりがより深刻であること、また感染者数自体が非常に多いということを踏まえますと、さらに、当面の間、夜間の滞留人口につきましては、この状態を維持していく必要があると思われます。

次のスライドお願いいたします。一方で昼間の人流、特に繁華街におけるレジャー目的の 日中の滞留人口は、緊急事態宣言発令以後、増加に転じており、抑制できていない状況がご ざいます。

具体的には、緊急事態宣言前に比べて、夜間滞留人口が 14.3%減少しているのに対し、昼間の滞留人口は 7.5%増加しております。

次のスライドお願いいたします。昼間の滞留人口の中でも、特にランチの時間帯、具体的には、このグラフのピンクのラインでございますが、12 時から 14 時のタイムゾーンの繁華 街滞留人口が増加しており、この点は要注意であろうというふうに思われます。

昼夜を問わず、不要不急の外出自粛のさらなる呼びかけが必要であろうと思われます。

最後になりますが、ここから数週間が極めて重要な時期であるというふうに思われます。 他の自治体の例からも実行再生産数が下がりきらない段階で人流が増え始めますと、再び 急激な感染拡大へと繋がる可能性がございますので、もう一段の人流の抑制が必要かとい うふうに存じます。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

ただいま西田先生からご説明のありました内容につきましてご質問等ある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしければ、ここで本部長からご発言をお願いしたいと思います。

【都知事】

都の医学総合研究所西田先生にご出席いただき、そしてこの間の人の流れについて分析 をいただきましてありがとうございます。

先ほど、国におきまして1都3県を含みます10の都府県を対象として、特措法に基づく 緊急事態宣言を3月7日まで延長する、その旨が決定をされました。

そこで都といたしまして、これを受けて、緊急事態措置等を延長いたします。緊急事態措置等の内容については先ほど総務局長から説明があった通りでございます。

都内では今、新規陽性者数は減少傾向にございますが、年末年始の急拡大前の水準に戻ったに過ぎないと言わざるを得ません。重症者数は高止まりしております。そして医療提供体制の逼迫は長期化しているということであります。

今、西田先生からもお話ありましたように、ここで、緩んでしまうと、緩みますと、すぐ に再拡大を招いてしまうということがポイントだったと存じます。

そのために、人の流れ、人流を徹底的に抑え込む必要があるということであります。先生のポイントは、まず、主要繁華街の夜間滞留人口は増加に転じることなく、抑えられているということでありますが、この状態を緩めることなく、逆戻りさせないことが重要と。

また、夜間に比べて昼間の滞留人口は減少していないということもご報告いただきました。特にランチ時間帯、より抑えることが重要ということでございます。

ここ数日の新規陽性者数を見ますと、7日間の移動平均で見ますと、前の週と比べまして、約7割前後まで抑えられています。そこで、今こそ、もう一段のご協力を皆様方にお願いをする次第であります。

そしてテレワークでありますが、産業労働局長からの報告がございましたように、都でも様々な支援策を用意しております。テレハーフの推進や、支援策をぜひご活用いただいて、 出勤者の7割削減をお願いいたしたい。

また、福祉保健局長から一時宿泊場所の受付期間の延長ということで報告がありました。住まいを失い、またお困りの方は、ぜひご連絡をいただきたいと存じます。

医療提供体制でありますが、確保した病床や宿泊療養施設を活用して適切な医療提供を して参ります。

高齢者施設などについては報告があった通り、各種の対策を講じて、感染の拡大を防止して参ります。

この後、臨時記者会見で、都民、事業者の皆様方に直接、緊急事態措置などの延長にあたっての呼びかけをして参ります。

各局の皆さんには、今一度、気を引き締めて、何としても、このコロナを抑え込む高い危機感で対策にあたってください。よろしくお願いします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。